

令和3年度事業

ひろがる京の木整備事業（非住宅タイプ）



京都府農林水産部
林業振興課

ひろがる京の木整備事業（非住宅タイプ）

【内容】

商業施設や福祉施設などの住宅以外の民間施設で京都府産木材を利用した木造化・木質化を支援

補助対象者 施主

補助対象施設 京都府産木材を利用して木造化・木質化の工事をした民間の住宅以外の施設（府内・府外）

補助対象経費 京都府産木材の購入費

補助率 「京都の木証明」の木材：20%以内
「ウッドマイレージCO₂京都の木認証」の木材：30%以内

※補助額の上限があります。

ひろがる京の木整備事業(非住宅タイプ)

【補助金の上限】

● 補助金の合計金額の上限 : 1,000万円

(例)

| | |
|---------------------------|---------|
| 「京都の木証明」の木材の購入費 | 3,000万円 |
| 「ウッドマレッジCO2京都の木認証」の木材の購入費 | 2,000万円 |

【補助金額】

| | | |
|-----------------------|-------------------------|-------------------------|
| 「京都の木証明」の木材 | $3,000万円 \times 20\% =$ | 600万円 |
| 「ウッドマレッジCO2京都の木認証」の木材 | $2,000万円 \times 30\% =$ | 600万円 |
| 合計 | | 1,200万円 (上限額1,000万円) |



補助金の額 1,000万円

※ 別途 1 m³当たりの補助金額の上限も設定する予定です

ひろがる京の木整備事業(非住宅タイプ)

制度設計中のため変更する可能性があります

(実施要領等が確定しましたら、府ホームページに掲載するなどし、お知らせいたします)

【対象施設の要件】

- ・ 民間の非住宅施設
- ・ 仮設でない
- ・ 宗教活動や政治活動に用いるものでない
- ・ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」で規定する店舗型性風俗特殊営業等に用いるものでない
- ・ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」で規定する暴力団又は暴力団員の統制下にある者が所有、整備するものでない
- ・ 工事施工者がジョイントにより木造化・木質化工事を施工した施設

ひろがる京の木整備事業（非住宅タイプ）

【対象施設の要件】

（ジョイントと工事施工者）

制度設計中のため変更する可能性があります

（実施要領等が確定しましたら、府ホームページに掲載するなどし、お知らせいたします）

● ジョイント とは

京都府産木材を購入することを目的として工事施工者が木材加工業者や流通業者と連携を組むこと

（補助対象者（施主）はジョイントを組む必要はありませんが、ジョイントに基づく京都府産木材の購入費が補助対象となります）

（注意）

京都の木証明を受けるには、取扱事業者又は認証機関登録事業者とのジョイントが必要です。

ウッドマレッジ CO₂京都の木認証を受けるには、取扱事業者とのジョイントが必要です。

● 工事施工者 とは

木質化・木造化工事を施工する者

（注意）

緑の工務店でない工事施工者は、交付申請までに緑の工務店として登録を受ける必要があります。

（建設業許可を有しない工事施工者が、建設業許可の不要な工事を行う場合を除く）

ひろがる京の木整備事業(非住宅タイプ)

制度設計中のため変更する可能性があります

(実施要領等が確定しましたら、府ホームページに掲載するなどし、お知らせいたします)

【補助の要件】

- 補助対象施設が他に同種の補助金の交付を受けていないこと
- 京都府産材の使用について次のいずれかの普及・啓発の取組を行うこと
 - ・ 施工期間中に京都府産木材を使用している施設である旨の標識等を設置
 - ・ 申請者が管理するホームページで京都府産木材を使用した施設であることを1ヶ月以上掲載
 - ・ 施設の完成見学会等で京都府産木材を使用した施設であることを説明
 - ・ 京都府産木材を使用した施設であることを記載したチラシ等を配布

※交付申請時に取組状況が分かる資料の添付が必要

ひろがる京の木整備事業(非住宅タイプ)

制度設計中のため変更する可能性があります

(実施要領等が確定しましたら、府ホームページに掲載するなどし、お知らせいたします)

【その他 注意事項】

交付申請できる期間が限られています。

- ・ 申込書の受付後 2 ヶ月以降
- ・ 補助対象施設の工事完了後 1 年以内
- ・ 申込年度かその翌年度内
- ・ 毎年度 3 月以外

申込の前に確認を

【申込後の着工の場合】

申込をした翌年度の 2 月までに工事が完了し交付申請ができること

【完成後の申込の場合】

工事完成後 1 年以内に交付申請ができること

(補助金交付の要件に沿った書類等が整っている場合に限りです。)

ひろがる京の木整備事業（非住宅タイプ）

【手続の流れ】

事業申込書提出

交付申請書（実績報告書）提出

完成検査（書類・現地）

交付決定・補助金交付

【事業申込書 添付書類】

- ・ジョイント計画書（※）
- ・施設の所在地を示した位置図

制度設計中のため変更する可能性があります

（実施要領等が確定しましたら、府ホームページに掲載するなどし、お知らせいたします）

【交付申請書 添付書類】

- ・事業実施報告書（※）
- ・ジョイント実績報告書（※）
- ・京都の木証明書（写し）
ウッドマイレージCO₂京都の木認証書（写し）
- ・京都府産木材を使用した施工状況の写真
- ・普及啓発状況が分かる資料
- ・京都府産木材の納品書、明細書及び領収書の写し
（使用した木材の種類ごとの金額が記載されたもの）
- ・申請しようとする施設の完成図面
（京都府産木材を使用した箇所を明示したもの）
- ・府税の納税証明書（府税の滞納のないことの証明）
- ・誓約書（※）

※は実施要領により定められた様式

ひろがる京の木整備事業(非住宅タイプ)

【手続・問合せ窓口】

| 窓口 | 窓口の所在地 | 所管区域(補助対象施設の所在地) |
|---|-----------------------------------|---|
| 京都府山城広域振興局 林業振興係 (☎0774-21-3450) | 〒611-0021 宇治市宇治若森7-6 | 宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村 |
| 京都府南丹広域振興局 林業振興係 (☎0771-22-1017) | 〒621-0851 亀岡市荒塚町1-4-1 | 亀岡市、南丹市、京丹波町 |
| 京都府中丹広域振興局 林業振興係 (☎0773-62-2586) | 〒625-0036 舞鶴市字浜2020 | 福知山市、舞鶴市、綾部市 |
| 京都府丹後広域振興局 林業振興係 (☎0772-62-4306) | 〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855 | 宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町 |
| 京都府京都林務事務所 林務課 (☎075-451-5724) | 〒602-0915 京都市上京区中立売通小川東入三丁町449 | 京都市、向日市、長岡京市、大山崎町 |
| 京都府農林水産部 林業振興課木材産業係 (☎075-414-5011) | 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 | 京都府外 |

ひろがる京の木整備事業(非住宅タイプ)

【お知らせ】

昨年度まで実施していた非住宅における京都府産木材の利用の支援(「緑の木のまち拡大事業」、「公募型木のまち拡大事業」)は、令和3年度から、「ひろがる京の木整備事業(非住宅タイプ)」として新たに実施します。

実施要領や運用が定まり次第お知らせ致します。

募集開始時期、手続様式、記載例等については、詳細が決まり次第ホームページに掲載する予定です。